伊豆の国市店舗リフォーム助成事業取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、伊豆の国市商工会（以下「商工会」という｡)が、地域経済の活性化並びに良好な景観づくり及び環境美化による観光客のおもてなし等を目的として、予算の範囲内において実施する伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（以下「助成事業」という｡)について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　店舗等 　店舗その他これに類する建物（その敷地の用に供される土地を含み、居住の用に供される部分又は居住の用に供することができると認められる部分を除く｡)で商工会の会員事業者が来客の用に供するものをいう。

(2)　市税等　市民税、固定資産税、国民健康保険税及びその他の公課をいう。

(3)　審査会　助成事業の円滑な事務処理及び申請内容の審査を行うため、商工会内に設置する会をいう。

(4)　着工　リフォーム工事に係る作業を開始したときをいう。

(5)　市内業者　当該年度当初において、伊豆の国市内に本社、本店、支店又は営業所が登記されている建設関連法人、若しくは住民登録されている個人の建設関連事業主で市税等を滞納していないものをいう。また、助成事業における施工業者として登録されたもので、工事の規模においては、建設業の許可申請書に伊豆の国市に営業所の記載のあるものをいう。

（助成対象者）

第３条　助成金事業の対象者は次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1)　商工会の会員であること。

(2)　市税等の滞納がない者であること。

(3)　過去に当該助成事業の取消しを受けていないこと。

（助成対象店舗等）

第４条　助成事業の対象となる店舗等は、市内に存する店舗等（１つの事業所につき１つの店舗等に限る｡)とする。ただし、不動産業者の物件は対象としない。

（助成対象工事）

第５条　助成事業の対象となる工事（以下「助成対象工事」という｡)は次の各号の全てに該当するものとする。

(1)　別表第１に掲げる工事

(2)　市内業者を元請として発注された工事

(3)　請負金額の総額が20万円以上（消費税及び地方消費税を含む｡)の工事

(4)　交付決定を受けた後に着工し、指定期間までに完了報告書を提出できる工事

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事又は経費は対象としない。

(1)　公共工事の施工に伴う補償工事

(2)　国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事

(3)　自家建築における人件費

(4)　別表第２に掲げるもの

（助成金額等）

第６条　助成金の額は、助成対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む｡)に２分の１を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を限度とする。

（交付申請等）

第７条　助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という｡)は、次に掲げる書類を、商工会長に提出しなければならない。

(1)　伊豆の国市店舗リフォーム助成事業申請書（様式第１号）

(2)　工事内容及びその金額内訳等が分かる契約書（写し）及び明細一覧書（写し）

(3)　完納証明書（原本）（市役所伊豆長岡庁舎税務課のみで発行）

(4)　施工前の写真（撮影日を表示したもの）

(5)　平面図等（施工個所、工事の説明、写真撮影の位置及びその番号を記入）

(6)　委任状（申請者が元請業者に委任した場合のみ）

(7)　その他商工会長が必要と認めるもの

２　申請者は前項に掲げる書類のほか、助成事業の対象となる店舗等の区分により、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　自己所有物件　固定資産評価証明書（原本）又は登記簿謄本（原本）

(2)　賃貸物件　賃貸借契約書（写し）、工事をすることに対する物件所有者の同意書及び物件所有者の印鑑証明書

３　市内業者は、助成対象工事を請け負ったときは、市内業者の区分により、次に掲げる書類を、商工会長に提出しなければならない。

(1)　法人の場合　履歴事項全部証明書及び完納証明書

(2)　個人の場合　住民票及び完納証明書

４　申請の受付は予算の範囲を超えた日をもって終了し、当該日の受付分は、審査会による抽選により受付順位を決定する。

　（交付申請の特例）

第８条　当該年度の10月１日以降、予算の範囲内において、次に掲げる者は２回目を申請することができる。

(1)　当該年度の９月30日以前に助成金の交付を受けた者

(2)　前年度以前に助成金の交付を受けた者

２　審査会に諮る時点で、通常の申請者と２回目の申請者がある場合には、通常の申請者の交付決定を優先する。

３　２回目の申請においては、伊豆の国市店舗リフォーム助成事業申請書（様式第１号）に、２回目の助成を必要とする理由を付すものとし、その他の添付すべき書類は第７条の例によるものとする。

（交付の決定）

第９条　商工会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに一定の期日に開催する審査会に諮り、その適否及び助成金額を決定し、伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（交付・不交付・取消）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更等）

第10条　前条の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という｡)は、次に定める事項に変更が生じた場合には速やかに伊豆の国市店舗リフォーム助成事業変更申請書（様式第３号）を商工会長に提出しなければならない。

(1)　第７条に掲げる書類の記載事項に変更が生じた場合

(2)　工事が予定期間内に完了しない時、又は遂行が困難となった場合

(3)　工事を中止し、又は廃止しようとする場合

(4)　助成対象工事の請負金額が20万円未満となった場合

(5)　前４号に掲げるもののほか、商工会長が必要があると認めた場合

（完了報告）

第11条　受給者は、助成対象工事の完了後、速やかに次に掲げる書類を商工会長へ提出しなければならない。

(1)　伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（工事完了）完了報告書（様式第４号）

(2)　助成対象工事写真（施工前、施工中及び施工後）

(3)　元請業者が受給者に発行した工事領収書（原本）。ただし、受給者が銀行振込みにより工事代金を支払った場合は取引金融機関の発行する振込金受取書等の証票をもって領収書に代えることができるものとする。

(4)　完了検査済証（写し）

(5)　その他商工会長が必要と認めるもの

　（交付の確定）

第12条　商工会長は、前条の規定による報告があったときは、内容を速やかに審査したうえで、その適否及び助成金額を確定し、受給者に伊豆の国市店舗リフォーム助成事業確定通知書（様式第５号）で通知するものとする。

２　助成金額の確定においては、第８条の交付決定金額を上限とし、減額する場合は、第６条第１項の規定により再算定した額に改める。

　（助成金の請求）

第13条　受給者は、前条により交付の確定を受けたときは、その通知を受けた日から１月以内に伊豆の国市店舗リフォーム助成事業請求書（様式第６号）により、助成金を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第14条　商工会長は、前条の請求があった場合は、速やかに助成金を申請者の口座へ振込みにより交付する。

　（助成の取消し）

第15条　受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（交付・不交付・取消）通知書により通知するものとする。この場合、受給者は、通知を受けた日から14日以内に交付した助成金の全部（振込手数料を含む｡)を返還するものとする。

(1)　この規程に違反したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(3)　申請書の工事完了予定日から２月を経過しても、完了報告又は連絡がないとき。

(4)　第９条の規定により工事が助成の対象外となったとき。

(5)　助成金の交付を受けた日から３年を経過する日までの間に、受給者が商工会の会員でなくなったとき（ただし、廃業、移転又は審査会がやむを得ない理由があると認める場合を除く｡)

（権利譲渡等の禁止）

第16条　受給者は、助成金の交付を受ける権利を他人（請負事業者を含む｡)に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第17条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成29年５月１日から施行し、平成29年度の助成金から適用する。

別表第１（第５条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成事業の対象となるもの | １　以下に示す店舗等の工事等(1)　屋根工事（張替工事・防水工事等） (2)　外壁工事 (3)　基礎工事 (4)　外構工事（店舗等敷地内とする｡)ア　看板等構築物（伊豆の国市屋外広告物条例（平成28年伊豆の国市条例第42号）を遵守すること｡)イ　門ウ　塀エ　来客用駐車場オ　オープンテラス(5)　バリアフリーに関する工事 (6)　床材、内壁及び天井の張替え等の内装工事 (7)　襖、障子、網戸及び畳の張替え等 (8)　扉（自動ドアを含む｡)、窓ガラス又はサッシの交換等 (9)　間仕切りの変更 (10)　ブラインド、オーニング（日よけ）の設置や修復(11)　ビルドインエアコン又は業務用エアコンの設備(12)　来客用洗面台及びトイレの設置又は改修  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | (13)　店内のＬＥＤ化に関する工事２　その他、審査会で対象となる工事と判断されたもの  |

別表第２（第５条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成事業の対象とならないもの | １　什器、備品、機械等２　厨房の設置や改修３　給排水・衛生設備（換気を含む｡)・電気・ガスに関するもの４　浄化槽の設置又は修繕５　下水道接続工事６　清掃７　シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布８　消臭、塗布、抗菌処理（対象工事に付随するものを除く｡)９　太陽光発電設備、再生可能エネルギーの設備に関するもの10　その他審査会で対象とならない工事と判断されたもの |